

## 秋田県週休2日制工事に関する建設部運用

秋田県週休2日制工事实施要綱（以下「要綱」という。）における、建設部の運用を次のとおり定める。なお、港湾・空港工事及び営繕工事については、別途定める。

### 要綱第2条関係（定義）

- 1 要綱第2条(3)の「現場閉所困難工事」は、下記の例を想定しているが、選定にあたっては工事内容や現場条件に応じて適切に判断すること。

＜現場閉所困難工事の例＞

- ・道路、河川等の公共性のある施設の維持管理工事等、緊急性が高く、休日（土日、祝日、夏季休暇、年末年始休暇）に作業が必要な工事（通年維持工事等）
  - ・社会的要請や現場条件の制約等により、現場閉所を行うことが困難な工事（交通規制、出水期、完成時期等の制約のある工事、連続施工せざるを得ない工事（シールド、ニューマチックケーソン工事等））
- 2 要綱第2条(4)の「別に定める期間」とは、次の①から④までの期間とする。
    - ①工場製作がある場合は、本工事の工場製作のみが行われている期間
    - ②工事全体を一時中止している期間
    - ③夏期休暇3日間、年末年始休暇6日間
    - ④余裕期間工事の場合は、当初契約締結の日から工事着手日前日までの期間

### 要綱第3条関係（休日）

- 1 現場閉所の確認方法

発注者は、受注者に対し、別紙2-1「履行報告書」に別紙2-2「勤務状況確認表」を添付して提出させるものとする。最終月においては、工事完成届とともに提出させるものとする。

なお、週休2日の取組状況が十分でない場合は、受発注者双方において要因を分析し、改善に取り組むものとする。

- 2 交替制の確認方法

発注者は、受注者に対し、別紙3-1履行報告書に別紙3-2「休日状況確認表」を添付して提出させるものとする。最終月においては、工事完成届とともに提出させるものとする。

なお、交替制の取組状況が十分でない場合は、受発注者双方において要因を分析し、改善に取り組むものとする。

### 要綱第4条関係（対象工事及び発注方式）

- 1 発注者は、全ての工事を対象に、月単位の週休2日工事（発注者指定型）により発注することを原則とする。
- 2 発注方式は、以下の表のとおりとする。なお、現場閉所困難工事については、受注者希望型において、週休2日又は交替制による取組ができるものとする。

◎：原則、○：選択

分類 選定要件	指定の有無	月単位の週休2日 通期の週休2日 (現場閉所)	月単位の週休2日 通期の週休2日 (交替制)
現場閉所が可能 な場合	発注者指定型	◎	—
現場閉所が 困難な場合	受注者希望型	○	○

- 3 受注者希望型において、受注者は施工計画書の提出前に、週休2日又は交替制の実施の可否について監督職員と協議するものとする。
- 4 発注者は、特記仕様書及び現場説明書（条件明示）に、週休2日制工事であること（発注者指定型又は受注者希望型）を明示するものとし、記載内容は別紙1のとおりとする。
- 5 要綱第4条第2項の「週休2日制工事の継続が適当でないと判断した場合」とは、当該週休2日及び交替制工事の現場が被災した場合など、週休2日及び交替制を実施することが困難又は不適切であると所属課所長が判断した場合とする。

#### 要綱第5条関係（工事成績評定）

- 1 要綱第5条の「工程表」とは、施工計画書に添付の計画工程表のことである。  
なお、発注者は、施工計画書の工程表や休日計画表等を確認し、週休2日不履行の判断を行うものとする。
- 2 要綱第5条の「②施工計画書に定めた休日予定のとおり、休日の確保をおこなっている。」について、要綱第3条第1項に基づき休日作業日及び振替休日を監督員に届け出ている場合は、②の対象に含めるものとする。また、要綱第5条の③についても同様とする。

#### 要綱第6条関係（工期変更）

- 1 週休2日の達成のみを理由に工期変更はできないものとする。
- 2 工期変更については、「工事請負契約における設計変更ガイドライン」により判断するものとする。

#### 要綱第7条関係（工事費の積算）

- 1 土木工事における積算は、以下のとおりとする。
  - (1) 発注者指定型  
当初予定価格は月単位の4週8休以上を達成した場合の補正係数を各経費に乘じるものとする。  
なお、現場閉所の達成状況を確認後、月単位の4週8休に満たないものは、通期の週休2日の補正係数に変更し、契約書第25条の規定に基づき請負代金額を変更するものとする。通期の4週8休に満たないものについては、通期の週休2日の補正係数を除した変更を行うものとする。
  - (2) 受注者希望型  
当初予定価格は週休2日の補正係数は考慮しない。  
なお、現場閉所及び休日の達成状況を確認後、達成状況に応じて補正係数を変更し、契約書第25条の規定に基づき請負代金額を変更するものとする。
  - (3) 直接工事費及び間接工事費の補正係数は別表1による。
  - (4) 市場単価の補正係数は別表2による。
  - (5) 土木工事標準単価の補正係数は別表3による。
  - (6) 秋田県週休2日制工事の補正における端数処理は別表4による。
- 2 空港灯火施設工事及び電気施設工事積算基準を適用する工事における積算は、以下のとおりとする
  - (1) 「秋田県週休2日制工事に関する営繕課運用」によるものとする。
  - (2) 積算基準が異なる複数工種区分を有する工事の取り扱いについては、事業所管課と協議すること。

#### 要綱第8条関係（その他）

- 1 余裕を持った工期設定を行うこと。ただし、舗装工事（新設及び修繕・補修）については、「I. 秋田県土木工事共通仕様書参考資料の工程計画管理基準（案）による場合」により工期設定を行うこと。
- 2 発注者は、施工計画書及び実施工程表について、4週8休以上を考慮したものを受注

者に提出させるものとする。

- 3 各種参考様式（別紙2-1、2-2、3-1、3-2）については、監督職員から現場代理人に提供するものとする。

附 則

この運用は、平成29年5月30日から施行する。

附 則（平成30年3月27日技管-997 一部改正）

この運用は、平成30年3月27日から施行する。

附 則（平成30年10月15日技管-514 一部改正）

この運用は、平成30年10月15日から施行する。

附 則（令和元年6月7日技管-169 一部改正）

この運用は、令和元年7月1日から施行する。

附 則（令和2年3月13日技管-733 一部改正）

- 1 この運用は、令和2年4月1日から施行する。

- 2 この運用による改正後の秋田県週休二日制モデル工事に関する建設部運用の規定は、令和2年4月1日以降に入札公告等（指名競争入札にあっては指名通知をいい、随意契約にあっては見積依頼通知をいう。）を行う建設工事から適用する。

附 則（令和2年9月8日技管-299 一部改正）

- 1 この運用は、令和2年10月1日から施行する。

- 2 この運用による改正後の秋田県週休二日制モデル工事に関する建設部運用の規定は、令和2年10月1日以降に入札公告等（指名競争入札にあっては指名通知をいい、随意契約にあっては見積依頼通知をいう。）を行う建設工事から適用する。

附 則（令和3年3月11日技管-584 一部改正）

この運用は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和3年6月7日技管-161 一部改正）

この運用は、令和3年7月1日から施行する。

附 則（令和3年9月9日技管-341 一部改正）

この運用は、令和3年10月1日から施行する。

附 則（令和4年3月1日技管-693 一部改正）

この運用は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月22日技管-764 一部改正）

この運用は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4年9月1日技管-542 一部改正）

この運用は、令和4年9月1日から施行する。

附 則（令和5年3月3日技管-1120 一部改正）

この運用は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月28日技管-933 一部改正）

この運用は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和6年8月26日技管-374 一部改正）

- 1 この運用は、令和6年10月1日から施行する。

- 2 この運用による改正後の秋田県週休二日制工事に関する建設部運用の規定は、令和6年10月1日以降に入札公告等（指名競争入札にあっては指名通知をいい、随意契約にあっては見積依頼通知をいう。）を行う土木工事から適用する。